

| | | | | |
|---|-------|-----------------|-----|---------|
| 特許権 | 判決年月日 | 令和2年8月4日 | 担当部 | 知財高裁第1部 |
| | 事件番号 | 令和元年(行ケ)第10124号 | | |
| ○ 発明の名称を「ウエハ検査装置」とする発明について、副引用例に相違点に係る構成が記載されていると認めることはできず、周知技術を認めるに足りる証拠はなく、相違点に係る構成を引用発明に組み合わせる動機付けもないとして、当業者が容易に発明をすることができたものではないとされた事例。 | | | | |

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6283760号

(決定) 異議2018-700690号

判 決 要 旨

1 原告は、発明の名称を「ウエハ検査装置」とする本件発明について特許権の設定登録を受けた。特許庁は、本件発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるなどとして、特許取消決定をした。本件は、原告が本件決定の取消しを求める事案であり、原告は、取消事由として、引用発明に基づく進歩性判断の誤りを主張した。

2 本判決は、相違点1の容易想到性について、以下のとおり判示して本件決定を取り消した。

(1) 公知文献の記載について

ア 甲2文献及び乙1～3には、相違点1に係る構成（検査室が整備空間側にテストヘッドを引き出すスライドレールを備え、テストヘッドを引き出す構成）の記載はなく、本件証拠上、他に上記構成が記載された文献はない。そうすると、引用発明に甲2文献及び乙1～3に記載された事項を組み合わせても、本件発明の構成には到らない。

したがって、当業者において、引用発明に甲2文献及び乙1～3に記載された事項を組み合わせ、相違点1に係る本件発明1の構成に容易に想到することができたということとはできない。

イ 本件原出願の当時、テストヘッドの重量は25kgから300kgを超えるものが知られ、テストヘッドとプローブカードとは重量や大きさにおいて相違することは明らかである。したがって、プローブカードに関する引用例及び甲2文献の記載から、テストヘッドを含むメンテナンスの対象物一般について、メンテナンスの対象物を引き出してメンテナンスをすること、また、その際に、スライドレールにより引き出す構成とすることが周知技術であったということとはできない。

また、乙1～3には、検査室に収容されたテストヘッドの構成は開示されておらず、テ

ストヘッドを引き出すものではないから、被告の主張する周知技術を裏付けるものではない。

以上によれば、甲2文献及び乙1～3から、メンテナンスの対象物を引き出してメンテナンスをすること、また、その際に、スライドレールにより引き出す構成とすることが周知技術であったということはできず、ほかにこれを認めるに足りる証拠はない。

(2) 相違点に係る構成を採用することの動機付けについて

引用例には、①試験対象の仕様及び試験内容に応じて行うピンエレクトロニクス of 交換や、その他のテストヘッドのメンテナンスは収容室の背面扉を開けて行うこと、②レイアウトの異なるウエハに対応するためのプローブカードの交換や、その他のプローブカードのメンテナンスは収容室のメンテナンスカバーを開けて行い、プローブカードは収容室の外部に引き出すことができること、③背面扉はテストヘッドのメンテナンスが容易な位置に配置され、メンテナンスカバーはプローブカードのメンテナンスが容易な位置に配されていることが記載されている。

このように、引用発明においては、テストヘッドのメンテナンスは背面扉を開けて行うものとされ、背面扉はメンテナンスを行うのに容易な位置に配置されているのであるから、検査室が整備空間側にテストヘッドを引き出すスライドレールを備え、テストヘッドを引き出す構成を採用することの動機付けは見いだせない。